

議員提出議案第 2 号

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月3日

福岡市議会
議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

山口湧人

松尾りつ子

堀内徹夫

綿貫英彦

倉元達朗

中山郁美

理由

この条例案を提出したのは、本人が自己の個人情報の提供の可否を判断できるようにするため、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が行う保有個人情報の提供について、本人の求めに応じて当該本人の保有個人情報の提供を停止することとしているときの本人への通知等を定める必要があるによる。

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、前項第6号の規定により保有個人情報を提供する場合において、本人の求めに応じて当該本人の保有個人情報の提供を停止することとしているときは、保有個人情報の提供について公益上の必要があることその他の当該保有個人情報の提供に関することを市民に周知するとともに、本人の求めに応じて当該本人の保有個人情報の提供を停止することについて、あらかじめ、本人に通知しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案・新旧対照表

○福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（利用及び提供に関する制限）</p> <p>第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。</p>	<p>（利用及び提供に関する制限）</p> <p>第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。</p> <p><u>3 実施機関は、前項第6号の規定により保有個人情報を提供する場合において、本人の求めに応じて当該本人の保有個人情報の提供を停止することとしているときは、保有個人情報の提供について公益上の必要があることその他の当該保有個人情報の提供に関することを市民に周知するとともに、本人の求めに応じて当該本人の保有個人情報の提供を停止することについて、あらかじめ、本人に通知しなければならない。</u></p>